平成２３年（フ）第５１号
金沢市尾山町10番15号
破産者　株式会社小泉
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
福島県郡山市富久山町久保田字上野136番地１
破産者　株式会社阿部写真
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１４８４号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字上之坪426番地の45
破産者　株式会社名商
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６２２号
大阪市中央区南船場２丁目４番８号
破産者　株式会社エムズ・ディー
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８１１号
大阪府門真市古川町10番36号大成ビル206号
破産者　昇栄建設株式会社
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８４５号
大阪市中央区久太郎町３丁目４番17号
破産者　鈴木株式会社
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６２号
神戸市兵庫区上沢通３丁目７番10号
破産者　大永産業株式会社
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４５号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目58番８号
破産者　丸善興産株式会社
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２９号
香川県高松市松縄町34―11　グレースマンションⅠ302号室、住民票上の住所香川県高松市川島東町2145番地５
破産者　稲本　和史
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３４８号
愛媛県松山市高浜町１丁目1416番地41
破産者　有限会社ノノイチ
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６号
福岡県築上郡築上町大字椎田1643番地の５
破産者　株式会社末延商店
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
北海道岩見沢市幌向北１条２丁目601番地50
破産者　有限会社ビルド昌大
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１２号
北海道岩内郡岩内町字東山58番地の１
破産者　後志水道株式会社
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第１６７号
東京都台東区松が谷２丁目２番６号
破産者　株式会社フィフス．シーズン
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
山梨県甲府市朝気２丁目４番５号
破産者　株式会社プロアート
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
山梨県甲斐市西八幡3246番地２
破産者　株式会社ＮＥＶＡＥＨ
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
三重県鈴鹿市高塚町1841番地の109、住民票上の住所三重県鈴鹿市木田町2544番地の３
破産者　西田　博幸
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７３号
北海道根室市弥生町１丁目54番地
破産者　下出　栄子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２４１号
堺市東区南野田335番地１コスモ北野田304号
破産者　津野　富一
1　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
2　一般調査期日　平成24年９月６日午後２時
平成24年６月７日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
奈良県香芝市関屋北６丁目10―28、開始決定時の住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡南２丁目26番２号、住民票上の住所大阪市中央区南久宝寺町２丁目１番１号
破産者　前田　辰夫
1　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
2　一般調査期日　平成24年９月18日午後１時
平成24年６月７日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係